

一宮監公表第4号

2026（令和8）年6月4日

一宮市監査委員 長谷川 伸 二  
一宮市監査委員 丹 羽 達  
一宮市監査委員 平 松 邦 江  
一宮市監査委員 横 井 忠 史

#### 建築部の定期監査及び行政監査結果報告について

地方自治法第199条第1項、第2項及び第4項の規定に基づき、建築部の監査を実施しましたので、同条第9項の規定により、その結果に関する報告を次のとおり公表します。

# 建築部の定期監査及び行政監査結果報告

地方自治法第 199 条第 1 項及び第 4 項による定期監査並びに同条第 2 項による行政監査として、建築部の監査を一宮市監査委員監査基準に準拠して実施した。その概要及び結果は次のとおりである。

## 第 1 監査の概要

### 1 監査の対象

建築部（建築指導課、公共建築課、住宅政策課）の財務事務及び経営に係る事業の管理並びに行政事務全般

（監査の範囲は、主に 2025 年 4 月 1 日から 2026 年 2 月 28 日まで。ただし、必要に応じて過年度の書類や調査日時点の書類も調査対象とした。）

### 2 監査の主な着眼点

監査の対象に係るリスクを識別し、その内容及び程度を検討したうえで、監査の対象事務が法令に適合し、正確で、経済的、効率的かつ効果的に行われているか、またそれらを確保するために内部統制が適切に整備され、有効に機能しているかに主眼を置き、次の監査項目について監査を実施した。

#### （1）共通項目

- ア 予算の執行に関する事務は適切か。
- イ 収入に関する事務は適切か。
- ウ 支出に関する事務は適切か。
- エ 契約に関する事務は適切か。
- オ 財産管理に関する事務は適切か。
- カ 現金等の出納保管に関する事務は適切か。
- キ 行政運営の各事務は適切か。

#### （2）重点項目

内部統制の整備及び運用の状況について

### 3 監査の主な実施内容

あらかじめ監査対象課に提出を求めた所定の資料を基に、主に次の方法により監査を行った。

(1) 書類の審査

関係書類・諸帳簿等の提出を求め、閲覧、照合等を行った。

(2) 説明の聴取

建築部長、建築部次長、担当課長等関係職員から説明を聴取した。

(3) 実地調査

必要な事項について実査等を行った。

4 監査の実施場所及び日程

	実施場所	日程
監査事務局による 事前調査	監査事務局	2026年3月30日 ～同年5月21日
監査事務局による 実地調査	建築指導課	2026年4月7日
	住宅政策課	2026年4月8日
	公共建築課	2026年4月14日
監査委員による 本監査	本庁舎903会議室	2026年5月28日

第2 監査の結果

以上のとおり監査した結果、監査した限りにおいて、監査の対象となった事務が法令に適合し、正確に行われ、最少の経費で最大の効果を挙げるようにし、その組織及び運営の合理化に努めていることがおおむね認められたものの、以下に述べるとおり一部で留意し改善する必要がある事項（留意事項）が認められたので、今後の適正な事務事業の執行に万全を期されたい。なお、口頭で注意を促した軽微な事項については、記載を省略する。

[留意事項]

◎ 建築指導課

(1) 契約書における条例等の記載誤りについて

建築行政共用データベースシステム利用契約及び構造計算プログラム賃貸借契約において次のような箇所がみられたので留意し、契約の締結にあたっては、契約書の記載内容の確認を徹底し、チェック体制を強化されたい。

ア 建築行政共用データベースシステム利用契約の契約書に廃止された一宮市個人情報保護条例（平成 12 年一宮市条例第 3 号）を遵守する旨が記載されていた。

イ 構造計算プログラム賃貸借契約の契約書に廃止された一宮市個人情報保護条例（平成 12 年一宮市条例第 3 号）及び全部改正前の一宮市長の保有する個人情報の保護等に関する規則（平成 12 年一宮市規則第 52 号）を遵守する旨が記載されていた。

◎ 公共建築課

特になし。

◎ 住宅政策課

(1) 再委託における協議記録及び承諾に係る決裁文書の作成漏れについて

空家等実態調査業務委託契約において、一宮市設計測量等委託契約約款で市の承諾を得た場合を除き、委託業務の処理を他に委託し、又は請け負わせてはならない旨が規定されているが、提出された業務実施計画書の中で再委託を行う旨が記載されているにもかかわらず、再委託の承諾に係る決裁文書が作成されていなかった。

所管課の説明によると、受託者との打合せの中で、2025 年 8 月から実施する現地調査の人員が不足するため、再委託が行われることは把握していたとのことであるが、打合せ記録簿で再委託の申出及び承諾に係る記録は確認できなかった。

再委託が必要な場合は、協議記録を残すとともに、承諾にあたっては決裁文書を作成し、決裁権者の承認を得たうえで行われたい。

(2) 契約書への必要事項の記載漏れ、契約書と仕様書における報告書の提出期

限の相違及び協議記録の未作成について

市営住宅使用料等滞納整理業務委託契約において、次のような箇所がみられた。

ア 一宮市契約規則第5条で契約書に記載しなければならないと規定されている契約保証金に関する事項について、記載がされていなかった。

契約書には必要事項を漏れなく記載するとともに、内容確認を徹底されたい。

イ 市営住宅使用料等滞納整理業務委託契約書（以下「契約書」という。）と市営住宅使用料等滞納整理業務仕様書（以下「仕様書」という。）の間で業務内容の所管課への報告期限に相違がみられた。

所管課の説明によると、契約書で規定された報告期限までに提出するよう受託者へ依頼したとのことである。

契約書と仕様書の内容に相違がないように整理されたい。

ウ 仕様書で、受託者は当該業務のため独立した銀行口座（以下「業務用銀行口座」という。）を開設し、委託者に金融機関名、口座番号を報告する旨が規定されているが、報告の記録が確認できなかった。

所管課の説明によると、受託者との協議により、業務用銀行口座は開設しないこととしていたが、その協議記録が作成されていなかった。

業務内容の変更に至る経緯が不明瞭な状態であるので、協議記録を残すとともに決裁で上席者の承認を得るなど適切な事務処理をされたい。

（3）工事に係る完成検査完了通知の送付日の記載漏れ及び記載誤りについて

今伊勢住宅改修工事（週休2日）始め9件の完成検査完了通知に係る書類を閲覧したところ、通知日が不明瞭な工事が4件、通知書送付の決裁日より通知日が前のため関係書類間で疑義が生じる工事が1件あった。

建設工事の請負業者は評定結果に疑問があるときに、この通知の日から14日以内に市に対して説明を求めることができるため、通知の日の記録を残されたい。

また、2022年度の監査においても同様の事項が指摘されていたが、改善されていないため、十分留意し適正な事務処理をされたい。

（4）工事完成決裁に係る決裁日の記載漏れについて

毛受住宅駐車場修繕工事始め10件の200万円以下の工事において、工事（修繕）施行伺兼支出負担行為決議書付表を閲覧したところ、所管課長による工

事完成の決裁は採られていたものの、決裁日が記載されていなかった。

工事完成を承認した決裁日が不明瞭であると、契約どおりの期間に工事が施工されたか、判断ができなため、決裁日を記載されたい。

以上